

議 事 録	
件 名	第1回門真市古川橋駅北交流広場等基本設計業務委託事業者選定委員会
日 時	令和5年11月15日(水) 午前10時00分から
場 所	門真中町ビル2階 会議室D
出 席 者	(委員) 山口委員、宮部委員、中道委員、水野委員、良委員 (事務局) 中島まちづくり部技監、真砂まちづくり部次長、 長光地域整備課長、見通まちづくり部参事、 浦地域整備課課長補佐、高橋地域整備課主任、水野地域整備課主査、 高見地域整備課主査、船津整備課係員
議 題	1 開 会 2 委員長及び副委員長の選出について 3 諮問 4 会議の公開・非公開について 5 会議録の作成方法について 6 議事 (1)募集要項について (2)審査について ①審査の進め方について ②審査基準について 7 今後の予定、次回日程 8 閉 会
傍 聴 者 数	— (非公開のため)
担 当 部 署	(担当課名) まちづくり部 地域整備課 地域整備グループ (電 話) 06-6902-6311 (直通)
内 容	<p>【事務局】</p> <p>定刻となりましたので、ただ今より、「第1回門真市古川橋駅北交流広場等基本設計業務委託事業者選定委員会」を開催させていただきます。</p> <p>本日は、皆様大変お忙しいところ、ご出席賜り誠にありがとうございます。</p> <p>本日司会を務めさせていただき門真市地域整備課の高橋でございます。よろしくお願い致します。</p> <p>本日は委員5名中5名のご出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>開会に先立ちましてお手元の資料の確認をさせていただきます。上から順番に確認をお願いします。</p> <p>まず、「次第」でございます。</p> <p>次に、「資料1 本委員会 名簿」でございます。</p> <p>次に、「資料2 座席図」でございます。</p> <p>次に、「資料3 門真市附属機関に関する条例施行規則(抜粋)」でございます。</p>

次に、「資料4 諮問書（写し）」でございます。
次に、「資料5 審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）」でございます。
次に、「資料6 門真市情報公開条例（抜粋）」でございます。
次に、「資料7 本事業の概要について」でございます。
次に、「資料8 審査の進め方について」でございます。
次に、「資料9 募集要項（案）」でございます。
次に、「資料10 審査基準（案）」でございます。
次に、「資料11 様式集（案）」でございます。
資料に不足等はございませんでしょうか。

<開会あいさつ>

【事務局】

それでは、開会にあたりまして、門真市 副市長 古澤 智昭より一言挨拶を申し上げます。

【副市長】

門真市副市長の古澤でございます。

本来でありましたら、市長の宮本よりご挨拶させていただくべきところではございますが、本日はあいにく公務が重なっており欠席させていただいておりますので、代わって私よりご挨拶させていただきます。

門真市古川橋駅北交流広場等基本設計業務委託事業者選定委員会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

皆様には、平素より、市政各般にわたり、温かいご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、ご多忙の中、本委員会の委員をご快諾いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、本事業区域におきましては、本市の顔となる中心拠点として、（仮称）門真市立生涯学習複合施設と交流広場を整備し、複合施設に隣接するまちづくり用地活用事業として民間事業者によるタワーマンション等の建設を想定したまちづくりをすすめており、本市の玄関口にふさわしい住宅・商業・業務機能等の複合的な都市機能の集積と賑わいのあるまちづくりを実現していきたいと考えております。

交流広場につきましては、子育て世代を中心に日常的な利用が期待されるだけでなく、地域のエリアマネジメント活動の拠点としての役割を担うことを期待しております。

委員の皆様におかれましては、本事業の趣旨等をご理解していただきますとともに、慎重かつ厳正なご審査をいただきますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

<委員及び事務局の紹介>

【事務局】

それでは、続きまして選定委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

(事務局より5人の委員紹介)

(事務局職員の紹介)

皆様どうぞよろしくお願ひ致します。

<録音の説明>

【事務局】

それでは、本日の案件に移る前に本委員会の録音について説明させていただきます。

はじめに、会議における御発言等は、議事録として作成する必要があることから、本日の委員会は録音させていただいておりますのでご了承ください。

<委員長の選出>

【事務局】

それでは、次第2の委員長・副委員長の選出に移りたいと思います。

お手元の資料3「門真市附属機関に関する条例施行規則」を御覧ください。資料中段、第4条第1項に、委員長及び副委員長は互選により定めると規定されていますことから、委員の皆様により互選いただきたく存じますが皆様いかがでしょうか。

(委員長・副委員長の選出)

【事務局】

それでは、委員長と、副委員長を決定させていただきたいと思います。それでは恐れ入りますが委員長は委員長席に移動していただきますようお願いいたします。

<委員長挨拶>

【事務局】

それでは、委員長より就任に当たりまして一言、御挨拶をお願いします。

【委員長】

誠に僭越ではございますが、委員長を仰せつかりました。

副委員長、そして皆様方のご協力を賜りまして円滑な議事進行に努めてまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

<諮問>

【事務局】

ありがとうございました。それでは次第3の諮問に入らせていただきます。

資料4「諮問書（写し）」をご覧ください。

本来であれば、市長より委員長へ諮問書を手交させていただくところではございますが、本日公務により出席が出来ないため、市長の代理として副市長の古澤より、山口委員長へ諮問書を手交させていただきます。よろしくお願いいたします。

【副市長】

門真市古川橋駅北交流広場等基本設計業務委託事業者選定委員会 委員長 様

門真市古川橋駅北交流広場等基本設計業務委託事業者を選定するにつき、貴委員会の意見を求めます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。なお、副市長につきましては、誠に恐縮ではございますが、他の公務のためここで退席させていただきます。

それでは、今後の議事運営を委員長にお願いしたいと存じます。委員長よろしくお願いいたします。

<会議の公開・非公開、会議録について>

【委員長】

それでは、案件に入っていきたいと思います。

まず、次第4の会議の公開・非公開の決定に移りたいと思います。

この件に関しまして事務局より説明をお願いします。

【事務局】

お手元の資料5「審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）」及び資料6「門真市情報公開条例（抜粋）」を御覧いただきたいと思います。

本市におきましては同指針第3条におきまして、審議会等の会議は公開するものとしておりますが、本委員会の議事につきましては、その内容の多くが門真市情報公開条例第6条第2号のア、法人その他の団体に関する情報であり開示することにより当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、同じく第6条第5号の、実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもので、まさしく不開示情報に該当すると考えられますことから事務局といたしましては、非公開とすることが適当であると考えております。

以上でございます。

【委員長】

ただいま事務局より、この会議は非公開として行うことで、ご提案がございましたが皆様、ご異議ご

ございませんでしょうか。

【各委員】

(異議なしとの声)

【委員長】

それでは、本委員会の会議については、非公開として進めていきたいと思いを。
続きまして次第5の会議録の作成方法について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

引き続き、先程、御覧いただきました資料5となります。

本選定委員会の会議録につきましては審議会等の会議の公開に関する指針第8条第2項に基づき、各会の選定委員会終了後2週間以内に、内容を簡潔にまとめた議事の要旨を公開するとともに、すべての審議事項が終了し、候補者が決定された後にすべての会議録を併せて公開します。また会議録の作成につきましては、門真市情報公開条例の第6条各号に掲げる、不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成したいと存じます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま事務局より、会議録の作成について事務局(案)の提案がございましたが、ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

(異議なしとの声)

【委員長】

それでは、異議なしということですので、本委員会の会議録は全文筆記とし、公開は事務局案のとおりに行いたいと思いを。

<募集要項について>

【委員長】

次に、次第6議事のうち(1)募集要項等について、事務局よりお願いします。

【事務局】

それでは、議事の内、(1)募集要項についてご説明いたします。

資料につきましては、「資料7 本事業の概要」を用いて説明させていただきます。合わせて、その他の資料「資料9 募集要項(案)」、別冊3「(仮称)門真市古川橋駅北交流広場及び交通広場基本設計業務委託設計与条件」の該当ページをご覧くださいと思いますのでよろしくをお願いします。

まず、「資料7 本事業の概要」の「1. これまでの経緯」でございます。

「資料9 募集要項(案)」では、1ページの「1. 目的」に記載しておりますので、合わせてご覧ください。

本市では、京阪古川橋駅北側にある廃校となった旧門真市立第一中学校跡地を含む門真市幸福東土地区画整理事業区域内において、本市の中心拠点として、(仮称)門真市立生涯学習複合施設と交流広場をまちの核に位置づけ、複合施設に隣接するまちづくり用地活用事業として民間事業者によるタワーマンション等の建設を想定したまちづくりを進めているところであります。

(仮称)門真市立生涯学習複合施設には、新門真市立図書館と新門真市立文化会館が併設し、多くの市民が自主的・創造的な文化・学習活動を行い、地域コミュニティの交流と活性化を図る施設となることを目指しております。

事業区域においては、以下の表のとおり事業が進行しており、「資料9 募集要項(案)」の5ページにも、本事業及び関連事業のスケジュールとして同様の表を拡大し記載しております。

まず、本事業の交流広場及び交通広場については、令和6年度から令和7年度にかけて基本設計及び実施設計の設計業務を行い、関連事業の生涯学習施設の開館予定の令和7年度末に合わせ、建築工事管理及びデザイン監修へ着手してまいります。

関連事業につきましては、生涯学習施設は設計・施工一括発注での工事請負契約を令和5年3月に契約し、令和6年1月に着工・令和7年11月竣工予定とし、市有地活用事業のタワーマンション建設につきましては、令和5年10月末に着工・令和8年11月に竣工予定となっております。

これらの工事状況を踏まえ、本事業の交流広場及び交通広場の竣工につきましては、令和8年度後半から令和9年度竣工予定としております。

次に、「資料7 本事業の概要」の「2. 本公募の趣旨」でございます。

「資料9 募集要項(案)」では、1ページの「1. 目的」に記載しておりますので、合わせてご覧ください。

本業務における交流広場については、子育て世代を中心に日常的な利用が期待されるだけでなく、地域のエリアマネジメント活動の拠点としての役割を担うことを目的として整備をするものです。

これらを踏まえまして、本公募は、この交流広場及び隣接する交通広場の基本設計業務であり、当該まちづくりにおける交流広場等の役割を踏まえ本業務に取り組む事業者を募集するものです。

また、右の表に記載しております各施設の諸元については、交流広場敷地面積が約4,300平方メートル、交通広場敷地面積が約1,550平方メートルとなります。

次に「資料7 本事業の概要」の「3. 事業の枠組み」及び右側、Ⅱ本公募の概要「1. 業務内容と公募書類」について、でございます。

「資料9 募集要項(案)」では、15ページの「8. 契約の締結」にて、内容を記載しておりますので、合わせてご覧ください。

本市と受注候補者は、本事業に係る基本契約を締結し、これに基づき、本市は、「交流広場基本設計業務」及び「交通広場基本設計業務」に係る委託契約を締結します。これらの業務完了後、必要な時

期に「交流広場実施設計業務」、「交通広場実施設計業務」、「交流広場建築工事監理業務」「交通広場建築工事監理業務」「交流広場及び交通広場工事デザイン監理業務」に係る委託契約を地方自治法施行令第167条の2第2号の規定による随意契約により締結します。

なお、受注候補者が「欠格事項」及び「審査対象除外」の条件に該当することが明らかになった場合には、契約を締結しません。

協議が不調となった場合は、次点候補者を交渉権者とします。

また、主な業務内容については、「資料7 本事業の概要」の右側に記載の表のとおりとなります。

次に、「資料7 本事業の概要」の「4. 施設に関する条件」でございます。

別冊3「(仮称) 門真市古川橋駅北交流広場及び交通広場基本設計業務委託設計と条件」8ページの「4. 施設に関する条件」からの抜粋となっております。

駅施設や商店街、生涯学習複合施設やまちづくり用地活用事業と一体となる前庭(まえにわ)空間として、日常的な市民の憩いや交流、多様な活動が可能なオープンスペースとして広場を位置づけること。居心地がよく、歩いて楽しい公共空間・滞留空間の創出を目指し、駅前との一体性・連続性のあるウォークアブルな人中心の空間を創出すること。まちの顔としてふさわしい緑豊かな空間づくりを行い、人が主役でありながらも自然と調和した生き生きとした空間を創出すること。広場のなかでは、多様な主体が様々なアクティビティを実施できる空間を設け、大型イベントや祭り、日常的なイベントを継続的に展開し、「古川橋駅前に行けば何かある」という期待感を創出すること。交流広場等の整備に向けては、複合施設運営予定者、複合施設設計者、まちづくり用地活用事業者や門真市幸福町・垣内町・中町まちづくり協議会等の地域団体との協議を踏まえ一体的なデザインとすることを前提としております。

また、本資料右上の表につきましては、交流広場・交通広場及び特殊道路6号線の施設に関し、主な機能と基本的な内容や利用イメージ記載しております。

本資料の裏面には、交流広場と交通広場の主な機能と基本的な内容や利用イメージ、ゾーニングイメージを記載しております。交流広場については、古川橋駅周辺地区まちなか再生推進協議会が令和5年3月に策定した「古川橋駅周辺地区未来ビジョン」を基に、市で整理した機能配置を反映したものであります。

交通広場については、地権者代替地、交番及び交通広場の各筆用な面積の割り振りを行ったものになります。

議事の内、(1) 募集要項については、以上となります。

【委員長】

ただいま事務局より説明のあった本事業の概要について委員の皆様、何か御意見御質問ございませんでしょうか。

【各委員】

(意見なし)

【委員長】

特にご意見等ないようでしたら、募集要項等については、このとおりに進めていただくことといたしますが、皆様よろしいでしょうか。

【各委員】

(異議なしとの声)

<審査について>

【委員長】

それでは、次第6のうち(2)の審査について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議事の内「(2) 審査について」ご説明いたします。

「資料8 審査の進め方について」及び「資料10 別冊10 審査基準(案)」をご覧ください。「資料8」につきましては、「資料10」の概要を記載しております。本日はこちらの「資料8」に沿って、ご説明いたします。

まず、はじめに1ページをご覧ください。

「1 審査の進め方について」、「1の1 審査の手順」につきまして、ご説明いたします。

記載しております「フロー図」の通り、本日の「第1回選定委員会」終了後、募集要項等をホームページにて公表いたします。

公表後、「参加表明の受付」を開始し、参加のあった事業者について、「参加資格の確認・審査」を行います。その後、「参加資格の確認・審査」を通過した参加者からの「提案書の受付」を行い、「基礎的事項の確認・審査」を行います。

「基礎的事項」を満たさない場合は、失格となり、満たしている参加者については、選定委員会での審査に進んでいただきます。

選定委員会では、提案書類とプレゼンテーションの内容により加点審査の採点結果により、「最優秀提案及び優秀提案の選定」をいたします。

続きまして、2ページをご覧ください。

「1の2 審査の流れ」についてご説明いたします。

まず、「3 参加資格の確認」についてですが、本市は、参加表明時に提出された書類に基づき、募集要項に記載した「参加者が満たすべき参加資格要件」について確認し、参加者に対して、通過又は失格の「参加資格確認結果」を書面で通知いたします。なお、要件を満たさない参加者は提案書類を提出できないこととしております。

続きまして、「4 基礎的事項の確認」についてですが、参加者から提出された提案書類について、「下の表」に記載しております「基礎的事項に該当していないこと」を確認いたします。確認の結果、「基

「基礎的事項」について疑義等がある場合は、参加者に対して「提案内容の解釈等に関する確認」を書面で依頼し、それに対する回答を受け付け、その結果、一つでも「下の表」に該当する事項があれば、その参加者は「審査対象除外」といたします。

基礎的事項としましては、様式集に定めた提出書類（附属資料として求めているものを含む。）に遺漏のあるもの、募集要項に定める方法において作成されていないもの（ただし、誤字・脱字等提案内容への影響が軽微なものを除く。）、設計と条件を満たしていない可能性がある提案内容について、参加者に確認したものの、回答（回答に伴う提案書類の訂正も含む）に伴い見積価格内で事業の履行が困難と認められるものや提案内容の目的から逸脱することが認められるもの、交流広場及び交通広場の基本設計業務の見積価格が、本市が示した参考価格から大幅に逸脱しており、かつその根拠が明示されていないもの。

以上の4項目としております。

続きまして、「5 提案審査」についてご説明いたします。

「(1) 加点審査」につきましては、委員会は、基礎的事項の確認を通過した参加者の提案について、提案書類とプレゼンテーションによる審査を行い、審査項目ごとに得点を付与します。得点が最も高い提案を最優秀提案として選定し、以下、合計得点順に順位付けを行い、2 番目の提案を優秀提案として選定します。ただし、合計得点が配点の 60%を下回った場合、当該提案は最優秀提案及び優秀提案として選定しません。

続きまして、3 ページをご覧ください。

「2 加点審査」、「2 の 1 加点審査の配点」について、ご説明いたします。

「加点審査」の割合は下の表のとおりであり、本事業では、業務内容が高度なもの又は技術が要求される業務であり価格よりも提案内容を重視する業者選定が効果的であることから、提案内容のみを審査します。業務遂行能力を 10 点とし、委員一人当たり 270 点とした合計 1,360 点を提案内容に関する配点とします。

「加点審査の内訳」といたしましては、「(1) 業務遂行能力」に関して、「①担当者の経験の能力」が 10 点でございます。「(2) 本業務の実施方針」に関して 125 点でございます。「(3) 交流広場の施設内容（特定テーマ）」に関して、「①交流広場と周辺との関係性に関する考え方」が 300 点、「②交流広場計画に関する考え方」が 475 点、の合計 775 点でございます。「(4) 交通広場の施設内容（特定テーマ）」に関して、「①交通広場と周辺との関係性に関する考え方」が 225 点、「②交通広場計画に関する考え方」が 225 点、の合計 450 点でございます。

続きまして、4 ページをご覧ください。

「2 の 2 評価の視点」につきましては、表に記載のとおり「審査項目」と「配点」としており、「評価の視点」を踏まえ、総合的な観点から審査を行っていただく内容となっております。

続きまして、6 ページをご覧ください。

「2の3得点化方法」、「(1) 加点審査」について、ご説明いたします。

まず、「1) の得点化方法」につきましては、審査項目に対して評価を行い、下の表に記載しております、A～Eの5段階評価により得点を付与する方法といたします。

続きまして、「2) 得点の決定方法」につきましては、得点化のとりまとめについて、委員個人が採点し、委員個人の採点を「合算」する方式といたします。

具体的な内容につきましては、下の表をご覧ください。

まず、委員別に「項目ごとに意見交換」を行っていただきます。

その後、参加者からの「プレゼンテーション」ののち、委員会における意見交換を踏まえ、「個人評価の決定」を行っていただきます。

そして、その結果を事務局にて合算し、最終確認後、委員会の最終評価といたします。

続きまして、7ページをご覧ください。

「3委員会のスケジュールについて」ご説明いたします。

表に記載しておりますとおり、第1回につきましては、本日の開催でございます。また、第2回の選定委員会につきましては、3月中旬頃の開催を予定しており、前半に、「1参加資格審査結果」の報告、「2各参加者の提案概要」の報告を予定しております。また後半に、「3参加者によるプレゼンテーション」ののち、「4加点審査」を行い、「5最優秀提案及び優秀提案の選定」を行う予定としております。

なお、第2回選定委員会につきましては、前半・後半を同日で実施することを想定しておりますが、参加者数等によって、前半と後半を2日間に分けて実施する可能性もございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

「3の1第2回委員会の進め方」について、ご説明いたします。

まず、「第2回委員会前（3月上旬）」の流れといたしまして、事務局において、参加者より提案書を受領後、各委員に「提案書」及び「下審査票」をお渡しいたします。また、評価項目に対する提案内容を整理した「提案内容調書」を、事務局にて準備のうえ、各委員に送付いたします。各委員におかれましては、第2回委員会までに、「提案書」及び「提案内容調書」により、提案内容をご確認いただきます。なお、並行して、事務局にて、必要に応じ、参加者へ提案内容に関する確認を行い、この「確認事項」を各委員へ報告いたします。

次に「第2回委員会（3月中旬）」の流れといたしましては、記載のとおりであり、1グループあたりの時間配分については、プレゼンテーションが20分、質疑が20分、合計で40分を予定しております。ただし、参加者数によっては時間を短縮する場合がございますので、当日のタイムテーブルについては、審査関連資料の発送時に改めてお知らせさせていただく予定としております。

「審査について」の説明は以上でございます。

【委員長】

ただいま事務局より説明のあった審査について委員の皆様、何か御意見御質問ございませんでしょうか。

【委員】

P.4「加点審査」の表で点数配分がありますが、それは事前に募集要項を出す時に開示されるものですか。配点を提案書に開示するか否かというところについてはいかがでしょうか。

【委員長】

事務局お願いいたします。

【事務局】

資料8については公表します。審査基準ということで、資料10「審査基準」内に同様の記載がございますので、そちらを公表いたします。

【委員】

資料10の中に同様の記載があるわけですね、分かりました。では、提案者はこれに沿って提案書を作るということですね。もう1つ確認したいのですが、ABCDEという風に採点する、評価するとなっているのですが、例えば同じくらいの評価である場合にB、Bとつけるのは良いですか？つまり、必ず差をつけて下さいという時もあるのですが、これについてはどのような扱いなのでしょう。現状、かなり点数差がつきそうな評価の配点(1.00、0.75、0.75・・・)となっておりますが、同点もOKにしないと、ものすごい差になりそうに思っておりますが、どうでしょうか。

【委員長】

事務局案としてお願いできますでしょうか。

【事務局】

事務局としましては、評価が被っても問題ないと考えています。

【委員】

絶対評価で良いのではないのでしょうか。

【委員】

わかりました。

【委員長】

審査基準 P.5 (3) ②「交流広場計画に関する考え方」の【広場の利活用を促す工夫】「・地域のコミュニティ拠点として、特に子どもや保護者にとって、快適で安心して利用できる広場とするための考え方や工夫が示されているか。」について、狙いが違うのであればもう少し明確にした方が良いのではないのでしょうか。1つ目も「・子育て世代を中心とした日常的な利用を前提としつつも、多様な交流や賑わいが生まれる仕掛けがなされており、地域のブランド力向上に資する交流広場の考え方が示されているか」という記載でスタートしており、次の審査項目の【防犯・防災・安全性の確保】を見ると、2行目に「安全安心で快適な空間とする・・・」と書かれていまして、参加表明される方からすると重複感があるというか、どちらにどのように書けばよいか迷われる気がするのですが、こういった意図で設問を設定されているのでしょうか。もう1つが、審査基準 P.7 の業務遂行能力では、管理技術者と建築設計担当技術者で2点の項目が出てきます。他の技術者さんと同じように実績を複数有していますかという事を聞かれていると思うのですが、2とか1とか、配点が違った場合はどのように見ていくのか、今の時点で原案があれば教えてください。以上2点です。

【事務局】

1点目について、審査項目の隅付き括弧にして書いているところと、中に書いている項目のバランスが合っていないと今のご指摘を聞いて思いますので、防犯、防災、安全性というカテゴリーの中の文章についてはそちら側に寄せて、広場の利活用を促す工夫はそれに則した内容ということで、もう一度委員長と相談させていただきながら、どこに書いた方がより伝わるのかというところは調整させていただければと思います。

ご指摘いただいているのはそういう理解で良かったでしょうか。

【委員長】

その通りになります。

【事務局】

2点目の方は、全体を10点ということにした上で、管理技術者、デザイン管理者、建築設計担当技術者の2,500㎡以上の実績に重きを置きたいので、それぞれ実績があれば2点ということにしています。それ以外については実績があれば1点としています。今回はいわば土木と建築の融合プロジェクトなので、全体を通じた管理技術、空間的なデザインを見るという実績を過去に持っているかどうかという点は事務局としてもポイントとして見たいと考えています。

建築の方ではシェルター、地下施設の検討が今回ありますので、既にプロジェクトとして進んでいる複合施設、タワーマンションとの建築との連続性は、広場等を形成する上で非常に大事なところかと思しますので、そこに対しての実績については重きを置いて見たいということで、それぞれ2点にさせていただきます。

【委員長】

分かりました。例えば極端な話なんですけど、実績が5件あります、6件あります、という場合も2点ということになるんですか？

【事務局】

その通りです。一応様式上は、3件までの実績を書いていたいただけるような形にはしております、実績として見れるか見れないかというのは、一旦事務局の方で精査をさせていただきたいと思っておりますので、一応複数の実績を見せていただいて、1件だけ実績を出して一発でそれは駄目ですとならないように、いくつか実績を出していただいて、もし1つがだめでもこちらで見れますよねということで、そこは事業者に配慮した形での設えとして考えています。

【委員】

すべての項目において実績を「複数有しているか」になっているので、2以上ないと1ポイントにならないという事ですね。1では0ポイントというのは割と厳しめだなと思ったのですが。

【事務局】

今のところ1件あったら点数は貰えるということにしています。

【委員】

では、表現としては「実績を有しているか」という方が良さそうですね。これだけの人数をこれだけの規模の実績でチーム全員ラインナップするというのは厳しいかと思えますね。

【事務局】

「複数」という表現の所は修正したいと思います。

【委員】

募集要項P.9の、<キ 建築工事監理担当技術者>というところですが、「建築士法に基づく一級建築士の資格を有すること。」までは良いのですが、「本市と協議の上定めた機関については、本業務に専念すること」という記載がありますよね。という事は、他業務は出来ないという事になるのでしょうか。

【事務局】

ここの表現の仕方については事務局内でも色々議論をさせていただいたのですが、過去に実施したプロポーザルの中では契約期間は「常駐」ということで、必ずいてくださいという割とハードルとしては高めに設定した経過があり、実際のところ、事業者さんとヒアリングさせていただくと、現実的には厳しいという状況もあったので、少なくとも門真市との間で協議して、この期間については、建築工事監理担当技術者は必ずいてください、それ以外については多少調整しながらいない日もあるかと思っております。協議の余地(担当者の配置の日数や時間について)を残すという意味でこの表現にさせていただいています。

【委員】

土木工事についても同じことが書いてあるのでしょうか。

【事務局】

そうですね。土木の管理は基本的に市でやりますので。

【委員】

分かりました。

【委員長】

そのほか、いかがでしょうか。

【各委員】

(意見なし)

【委員長】

ありがとうございました。他にご意見等無いようですので、いただいたご意見を踏まえまして、私と事務局にて調整のうえ、審査に反映させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【各委員】

(異議なしとの声)

【委員長】

ありがとうございます。

では委員長に一任いただくということで、事務局と調整したいと思います。

<今後の予定、次回日程について>

【委員長】

それでは、次第7今後の予定、次回日程について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、次第7の今後の予定、次回日程についてご説明いたします。

資料につきましては、引き続き「資料7」の1ページ右下「公募等のスケジュール」及び募集要項の11ページをご覧ください。

今後の予定につきましては、11月20日(月)に募集要項の公表を予定しております。

その後、質問受付期間を11月29日(水)から12月5日(火)までとしております。

参加者より各委員との関連の有無について質問があった場合は、各委員に確認をさせていただきます。その後、参加者への質問回答を12月19日(火)までに行う予定としております。

次に、参加表明の受付期間を令和6年1月4日(木)から1月10日(水)までとしております。ここで

改めて、参加者と各委員との関連の有無について確認させていただきます。その後、参加資格審査結果の通知を1月23日(火)に行う予定としております。

その後、提案書の受付期間を2月21日(水)から27日(火)までとし、28日(水)に提案書類等を各委員に送付させていただく予定としております。

また、必要に応じて参加者への確認事項の送付を3月上旬に予定しております。また、提案内容調書についても、3月上旬の送付を予定しております。

第2回選定委員会前に確認事項に対する参加者からの回答を送付させていただきますが、一部回答が間に合わない場合は、プレゼンテーション時の質疑で確認させていただきます。

最後に、3月中旬の第2回選定委員会にて、優先交渉権者を決定し、選定結果の公表を3月下旬に予定しております。

今後の予定、次回日程についての説明は以上でございます。

【委員長】

ただいま事務局より説明のあった審査について委員の皆様、何か御意見御質問ございませんでしょうか。

【委員】

質疑事項の締め切りが12/5で、2週間後に回答というところにかかってくると思うのですが、よくある質疑で、プレゼンテーション時の資料の持ち込みについてというのがあって、例えば「模型はいいですか」「CGはいいですか」「動画はいいですか」などがあって、その回答によって他業者が振り回されるという事が色んなプロポである悩ましい事項なんですけど、その辺の最終プレゼンテーションの資料についてというのはこれまでの説明の資料にも無かったですよね。あった方が、質疑回答の検討事項が減ってスムーズだと思うのですが、いかがですか。

【事務局】

2回目の選定委員会前には、各事業者さんにプレゼンテーションの実施要領を配布というかお伝えするようには考えているんですが、今ご指摘いただいたのは、もっと前からお知らせしてあげた方が準備なり手間なりを考えると良いという事ですよね。

【委員】

参加者からすると、例えばパースと言われたらパースかける人の手配をかけなければとか、そういったことが結構あるので。

【事務局】

今回は特に動画や模型などの想定はしていないのですが、出していただいた提案書を元にプレゼンテーションをしていただくと。それ以外の資料の持ち込みについては基本的に考えていないのですが、それであればその旨を、今回の公募時に事業者さんにお伝えしてあげた方が良いでしょう。

【委員】

本当によくあるんです。質疑の中で「動画はよろしいですか」と書かれて、回答に「よろしい」と書かれると、他の参加者達が動画も作らなければいけないという判断に至って、予定していなかった作業がどんどん増えていくということがプロポーザルでよくあるので。

【事務局】

この件も事務局内で調整しまして、委員長とも調整させていただければと思います。

【委員】

私の趣旨としては、過剰に資料を求めるというよりは、最初から「様式の中で表現できるグラフィック表現に留める事」などと限定してあげた方が、集中してちゃんとした提案が出るかなという趣旨です。

【事務局】

承知しました。

【委員長】

ありがとうございます。そのほかの委員はいかがでしょうか。

【各委員】

(意見無し)

【委員長】

そうしましたら、出尽くしたということでもよろしいでしょうか。

今副委員長がおっしゃった件含めてですが、次回までには資料作成していければと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】

(異議なしとの声)

【委員長】

ありがとうございます。

では委員長に一任いただくということで、事務局と調整したいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

【事務局】

ありがとうございました。

委員の皆様方、本日はお忙しい中、長時間にわたりご審議頂き、誠にありがとうございました。

次回の選定委員会につきましては、令和6年3月の中旬を予定させていただいておりますが、改めて調整をさせていただきたいと思いますので、その際はよろしく申し上げます。

これをもちまして第1回門真市古川橋駅北交流広場等基本設計業務委託事業者選定委員会を閉会いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

(終了)